

2024年1月15日（更新）

2024年1月3日（初掲）

第一生命保険株式会社

**「令和6年能登半島地震による災害」にかかる
災害救助法適用地域のお客さまに対する特別お取扱いについて(追加対応含む)**

この度の令和6年能登半島地震によりお亡くなりになられた方々に対しまして、心よりお悔やみ申しあげますとともに、被災された皆さまに謹んでお見舞い申しあげます。

第一生命保険株式会社（社長 隅野 俊亮）は、この度の災害における災害救助法適用地域(※1)のお客さまを対象に下記の特別お取扱いを実施いたします。

(※1) 対象地域は内閣府 HP「災害救助法の適用状況」をご確認ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

記

(保険契約に係る特別お取扱いについて)

1. 保険料のお払込み等について

(1) 保険料払込猶予期間の延長

保険料をお払込み中のご契約で、この度の災害による影響によりお払込みが困難な場合、お客さまからのお申出により、保険料のお払込みを猶予する期間を最長6か月延長させていただきます。

なお、お手続きは、お電話等でのお申出以外に、インターネット上のご契約者専用サイトからも受け付けております。

ご契約者専用サイト：<https://www.wise.dai-ichi-life.co.jp/html/jva/JVARegulations1.html>

※ご契約者専用サイトからのお手続きの流れは最終頁の別紙をご参照ください。

※ご契約者専用サイトにご登録いただいていないお客さまは最初に初期設定が必要です。

(2) 保険契約の失効に関する特別お取扱いについて

契約者貸付を受けられているご契約や立替金（保険料自動貸付）がすでに適用になっているご契約で、この度の災害による影響により貸付金・立替金返済のお手続きができないことにより失効（いわゆるオーバーローン失効）する場合、お客さまからのお申出により最長6か月まで失効を猶予いたします。

2. 保険金・給付金・契約者貸付等の簡易迅速なお支払いについて

お手続きに必要な書類を一部省略する等、簡易迅速なお取扱いをさせていただきます。

3. 必要な入院治療を受けられなかった場合の特別お取扱いについて

この度の災害では、本来入院による治療が必要であったにもかかわらず、病院または診療所にご入院できないケースが想定されることを踏まえ、入院給付金のお支払いについて次のとおりお取扱いいたします。

(1) ご入院を直ちに出来なかった場合

この度の災害により、入院治療が必要なけがをされたものの、被災地等の事情により直ちにご入院することが出来ず、一定期間経過後にご入院された場合は、お申出をいただくことにより、けがをされた日からご入院を開始したものととして入院給付金をお支払いいたします。

(2) ご退院が当初の予定より早まった場合

引き続き入院治療が必要であったものの、病院等の事情により、ご退院が当初の予定より早まり、その後は臨時施設（病院と同等に見なせる施設）等で医師により入院と同等の治療を受けた、または医師の指示により自宅療養された場合は、本来必要な入院期間についての医師の証明書等をご提出いただくことで当該期間についてもご入院されたものととして入院給付金をお支払いいたします。

(3) ご入院出来なかった場合

入院治療が必要であったにもかかわらず、病院等の事情によりご入院出来ず、臨時施設等で医師により入院と同等の治療を受けた場合は、本来必要な入院期間についての医師の証明書等をご提出いただくことで当該期間についてもご入院されたものととして入院給付金をお支払いいたします。

4. 新規契約者貸付に対する特別金利の適用（利息の免除）について

この度の災害における災害救助法適用地域で被災されたご契約者が新たに契約者貸付をご利用になる場合、以下のとおり特別金利（利息の免除）を適用させていただきます。

対象のご契約	この度の災害における災害救助法適用地域に居住されているご契約者がご加入の個人保険・個人年金保険契約（ただし、変額保険および変額年金保険を除く）
特別金利	年 0.0%
契約者貸付金額の上限	解約返還金の一定割合以内
特別金利適用期間	2024年7月31日
新規貸付受付期間	2024年1月1日から2024年3月31日まで

なお、対象となる契約者貸付については、ご契約者専用サイト、または、第一生命コンタクトセンター フリーダイヤル(0120-157-157)の音声ガイダンスによる「お引き出しクイックテレホンサービス」にて保険料引去口座または当社にお届けいただいている送金指定口座にお振込みさせていただき、銀行や最寄りのコンビニエンスストアなどの ATM でお引き出しいただくことが可能です。(※)

(※)・「契約者貸付」のほか、「積立配当金」「すえ置金」のお引き出しについても、同様の方法でご利用いただけます。

・平日 14 時 30 分までにお手続きいただいた場合は当日中にお受取りいただけます。

5. 災害関係特約の保険金等全額支払いについて

災害関係特約については、約款上に地震等による災害死亡保険金、災害入院給付金等を支払わない、または削減してお支払いする場合がありますと規定されていますが、これを適用せず災害死亡保険金等を全額お支払いいたします。

ご契約に関するお手続き等に関しまして、ご不明な点がございましたら、第一生命コンタクトセンターまでご連絡をお願いいたします。

【お客さまからのお問い合わせ先】

第一生命コンタクトセンター 0120-157-157

受付時間 月曜～金曜 9：00～18：00 土曜 9：00～17：00(祝日・年末年始除く)

(企業向け融資の特別お取扱いについて)

この度の災害における災害救助法適用地域で被災された企業の方々と、現在、当社の企業向け融資をお受けいただいているお客さまを対象に、個別の事情を勘案のうえ、利息のお支払や元金のご返済時期の延長などにつき、ご相談に応じます。ご相談のあるお客さまは、弊社の融資担当者までご連絡をお願いいたします。

本内容に変更が生じた場合は(特別な取扱いの追加含む)、こちらで速やかにお知らせいたします。

以上

インターネット「ご契約者専用サイト」からの保険料払込猶予期間延長手続き

当社へご登録の住所が災害救助法適用地域のお客さまの場合、「ご契約者専用サイト」のトップページに以下のとおりボタンが表示されます。こちらからお手続きください。



The screenshot shows the top of the customer portal. At the top, there is a header with the company logo and the text "ご契約者専用サイト" (Customer Exclusive Site) and "メニュー" (Menu). Below the header is a disclaimer in pink: "第一生命の社員がお客さまから現金をお預かりすることや、当社の口座以外へ振込を案内することはありません。また、暗証番号をお伺いすることはありません。(当社委託先代理店も同様です。)" (We do not ask for cash from customers or guide to transfers to other accounts. We also do not ask for PIN numbers. (This also applies to our entrusted agents.)). Below this is a user profile section with a name "さま" (Ms./Mr.), an ID, and an email address. A notification bar shows "99+" messages. The main content area has a section titled "手続き中BOX" (In Progress Box) with the text "現在進行中のお手続きはありません。" (There are no in-progress procedures). Below this is a red button labeled "手続き詳細を確認する" (Check procedure details). At the bottom, there is a search bar for "契約内容・お手続きメニューの検索" (Search for contract details and procedure menu).



The diagram shows a vertical list of menu items. A dashed arrow points down from the top of the page to the first menu item. The menu items are:

- よく利用されるお手続き** (Frequently Used Procedures)
 - 1 給付金を請求する (Request for benefits)
入院や手術の給付金請求 (Request for benefits for hospitalization and surgery)
 - 2 登録情報を確認・変更する (Check/Change registration information)
- 保険料払込方法等の変更** (Change of premium payment method, etc.)
保険料払込方法や振替口座・登録クレジットカードの変更 (Change of premium payment method, transfer account, or registered credit card)
- 保険料払込猶予期間の延長を申請する** (Apply for extension of premium payment deferral period)
特別お取扱いとして、保険料のお払い込みを猶予する期間を延長する申請 (Apply for extension of the deferral period for premium payment as a special handling)
- 3 その他のメニューを確認する (Check other menu items)

The third menu item, "保険料払込猶予期間の延長を申請する", is highlighted with a red dashed border.